

仕 様 書

- 1 契約番号
B 0 0 6 6 5
- 2 物件名
ステープル針 〈10号針〉
- 3 規格・品番等
ステープル針 〈10号針〉、マックス、No. 10-1M マメ20、1000本×20個入
- 4 発注数量について
 - (1) 最小発注数量 1箱
 - (2) 発注予定数量 81箱
 - (3) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量あたりの単価契約とする。
- 5 同等品による参加について
 - (1) 発注品がグリーン購入法適合商品であるものについては、同等品もグリーン購入法適合商品であること。
 - (2) 同等品で参加する場合は、同等品であることが確認できる資料（発注品のカタログおよび同等品のカタログ、現物等）を見積書とともに契約課へ持参し、承認を得ること。なお、電話、ファクシミリおよび電子メール等による承認に関する受付は行わない。
 - (3) 同等品で参加する場合は、見積書の提出締切日の2日前（2開庁日前）の午後5時まで、契約課の窓口で承認を得ること。この時刻以降に承認の受付は行わない。
- 6 納入方法等について
 - (1) 契約期間および納入期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
 - (2) 納品場所は、発注時に指定する場所とする。
 - (3) 秋田市会計課が、1ヵ月あたり2回前後の割合で契約業者へ発注の連絡を行う。納品にあたっては、秋田市会計課の指示に従うこと。
- 7 その他
 - (1) 最小発注数量あたりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額による契約単価とする。
 - (2) 秋田市が契約業者から適法な支払請求書を受け取った日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払う。
 - (3) 本件における落札価格は、秋田市上下水道局での随意契約交渉の対象とする。
- 8 担当
秋田市契約課用度担当 電話018-888-5436